

番 号 : 150311

国 名 : ヨルダン

担当部署 : ヨルダン事務所

案件名 : ヨルダン・日本・イスラエル三角協力 : 第2フェーズヨルダン先進農業技術の導入計画
終了時評価調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年7月上旬~8月下旬
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.50M/M、合計 1.00M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	15日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 5月27日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ヨルダン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 本調査の評価対象である技術プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

ヨルダンの農業部門はGDP全体の28%を占め、雇用確保、食糧供給、地域開発などで重要な役割を果たしているが、これら農業の担い手は多くが小規模農家であり、先進の施設や技術、十分な資金も無く、先進的農業から取り残されてきた。ヨルダン政府は、こうした小規模農家への支援の取り組みに力を入れるため、農業省傘下の農業省国立農業研究普及センター（National Center for Agricultural Research and Extension；以下、「NCARE」）の組織・能力強化を目指した。

ヨルダン政府は、ヨルダンと類似した乾燥地域での先進農業技術を有するイスラエルから、その知識と技術をNCARE研究者と普及員に習得させ、ヨルダン農民に普及することを企画して、JICAを通じて日本政府にヨルダン・日本・イスラエルの三カ国の協力による技術協力プロジェクト（以下、「三角協力」）の実施を要請し、2008年6月、NCAREをヨルダン側実施機関とする「ヨルダン乾燥地域における先進農業技術の導入計画プロジェクト」がスタートした。プロジェクトの実施期間中、NCARE研修者、普及員のイスラエルでの研修事業、ヨルダン内における地元農家へのワークショップやセミナーを通じた技術移転、普及活動等を実施し、初期の目的を達成し2012年8月末にプロジェクトは終了した。

さらにプロジェクトの成果を発展させ、広くその技術・ノウハウの普及を図ることを目的に、ヨルダン・日本・イスラエル三角協力：第2フェーズ「ヨルダン先進農業技術の導入計画」プロジェクト（以下、「本プロジェクト」）が採択され、「養殖」、「熱帯果樹栽培」、「節水技術」と、これらをターゲット地域の農家に効果的に普及を行う「普及のためのマスメディア」を入れた4つのコンポーネントを柱とした技術移転活動の実施を行うことで合意し、NCAREをヨルダン側のカウンターパートとし、またイスラエル外務省国際協力局（Agency for International Development Cooperation in Ministry of Foreign Affairs；以下、「MASHAV」）とイスラエル農業国際開発協力局（Center for International Agricultural Development Cooperation；以下、「CINADCO」）をイスラエル側のカウンターパートとして、2012年12月から2015年11月までの3年間の予定でプロジェクトを実施している。現在長期専門家（業務調整）1名をヨルダン国のNCAREに派遣中である。

本プロジェクトはヨルダンの求める知識と技術、ノウハウをイスラエルと協調して提供していくことにより、ヨルダンとイスラエル両国間の信頼を醸成し、我が国が主導する「平和と繁栄の回廊」構想に貢献することが期待され実施中である。今回の終了時評価はその経緯、背景も踏まえたものと位置付けられる。

本業務では、本プロジェクトにおける終了時評価調査を実施し、プロジェクトの活動の実績、成果を関係機関と合同で評価・確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導き出すことを目的としている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、プロジェクトの実施状況について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについてはJICAヨルダン事務所から情報提供を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2015年7月上旬～中旬）

- ①既存の文献・報告書等（業務進捗報告書、研修報告書、合同運営委員会議事録、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）や実施プロセスを整理・分析する。
- ②既存のProject Design Matrix (PDM) に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し評価グリッド(案)（和文・英文）を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手・検証すべきデータ・情報を整理する。
- ③上記の評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、イスラエル側関係機関、その他ヨルダン側関係機関等）に対する質問票(案)（英文）を作成する。

- ④国内で収集可能なデータを整理・分析する。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年7月下旬～8月上旬)

- ①JICAヨルダン事務所等との打ち合わせに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③上記(1)②で作成し、ヨルダンC/P、イスラエル側関係者と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票の回答を回収・整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報・データの収集・整理を行う。
- ④上記③で収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献・阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備及び上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びC/P、イスラエル側関係者等とともに評価5項目の観点から評価を行う。
- ⑥調査結果や他の調査団員及びC/P、イスラエル側関係機関等からのコメント等を踏まえた上で、必要であればPDM及びPlan of Operation (PO)の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦終了時評価調査報告書(案)(英文)を作成する。
- ⑧終了時評価調査報告書(案)(英文)に関する協議に参加し、協議結果を踏まえて同報告書(案)を修正し、最終版を作成する。
- ⑨協議議事録(M/M)(案)(英文)の作成に協力する。
- ⑩現地調査結果のJICAヨルダン事務所への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年8月中旬～下旬)

- ①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ②帰国報告会等に出席する。
- ③担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 終了時評価調査報告書(英文)
- (2) 終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
経路は、成田⇒ドバイ⇒アンマン⇒ドバイ⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地派遣期間は、2015年7月25日～8月8日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は以下のとおり。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 評価分析(コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAヨルダン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
あり(機構職員等の調査期間については、職員等と同乗になる予定)
- エ) 通訳備上
アラビア語の通訳を必要に応じて備上
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
NCARE内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供
- キ) 携帯電話貸与
あり

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料がJICAウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト基本情報

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/84c265727d6be3b149256bf300087d01/c231c0b282aee38949257b250079e343?OpenDocument>

②本件に係る以下の資料は、JICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム(TEL03-5226-8423)にて配布します。

- ・合同運営会議資料
- ・Project Design Matrix (PDM)

(3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②成果品の送付

各種調査報告書はJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チームに送付してください。

③現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。当地の治安状況については、日本大使館、JICAヨルダン事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手手段について同事務所と緊密に連絡をとるようお願いいたします。

以上